

## 第6号様式別表1記載の手引

### 1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。	
3 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める個別帰属額等を記載した書類又は法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人</p> <p>(イ) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」(以下「個別帰属額届出書(普通法人分)」といいます。)を提出する法人 個別帰属額届出書(普通法人分)の10の欄の金額(ただし、租税特別措置法第68条の9第11項の規定により加算された金額(同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除きます。)及び同法第68条の15第5項の規定により加算された金額の個別帰属額がある場合には、当該個別帰属額を控除し、この①の欄の上段の( )内に記載された金額(個別帰属リース特別控除取戻税額等)がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下(ロ)及び(ハ)においても同じです。)</p> <p>(ロ) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が協同組合等である連結法人の分」(以下「個別帰属額届出書(協同組合等分)」といいます。)を提出する法人 個別帰属額届出書(協同組合等分)の8の欄の金額</p> <p>(ハ) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」(以下「個別帰属額届出書(特定医療法人分)」といいます。)を提出する法人 個別帰属額届出書(特定医療法人分)の8の欄の金額</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額に係る個別帰属額(個別帰属額届出書(普通法人分)の10の欄の上段に外書として記載された金額、個別帰属額届出書(協同組合等分)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は個別帰属額届出書(特定医療法人分)の8の欄の上段に外書として記載された金額)、個別リース特別控除取戻税額(個別帰属額届出書(普通法人分)の5の欄、個別帰属額届出書(協同組合等分)の5の欄又は個別帰属額届出書(特定医療法人分)の5の欄の金額(租税特別措置法第68条の9第11項の規定により加算された金額(同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除きます。))の個別帰属額がある場合には、当該個別帰属額を除きます。))及び個別土地譲渡利益金額に対する法人税額(個別帰属額届出書(普通法人分)の7の欄、個別帰属額届出書(協同組合等分)の7の欄又は個別帰属額届出書(特定医療法人分)の7の欄の金額)の合計額(これらの金額がない場合は零)を記載します。</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>(2) 連結申告法人以外の法人</p> <p>(イ) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額(ただし、租税特別措置法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除きます。)の規定により加算された金額及び同法第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除し、この①の欄の上段の( )内に記載された金額(リース特別控除取戻税額等)がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下(Ⅱ)及び(Ⅲ)においても同じです。)</p> <p>(Ⅱ) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額</p> <p>(Ⅲ) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額)、リース特別控除取戻税額(別表1(1)の5の欄、別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額(租税特別措置法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除きます。)の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を除きます。))及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額)の合計額を記載します。</p>	
<p>4 「試験研究費の額に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額②」</p>	<p>(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係る税額控除)、第2項(特別試験研究費に係る税額控除)及び第3項(繰越税額控除限度超過額に係る税額控除)の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書(別表6(6))の27の欄の金額</p> <p>(Ⅱ) 租税特別措置法第42条の4第6項(中小企業者等の試験研究費に係る税額控除)又は第7項(繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除)の規定の適用を受ける法人 零</p> <p>(Ⅲ) 租税特別措置法第42条の4第9項(試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(8))の19の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人にあつては、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 租税特別措置法第68条の9第1項(試験研究費の総額に係る税額控除)、第2項(特別試験研究費に係る税額控除)及び第3項(連結繰越税額控除限度超過額に係る税額控除)の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書(別表6の2(3)付表2)の4の欄、8の欄及び36の欄の金額の合計額</p> <p>(Ⅱ) 租税特別措置法第68条の9第6項(中小連結法人の試験研究費に係る税額控除)又は第7項(繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る税額控除)の規定の適用を受ける法人 零</p> <p>(Ⅲ) 租税特別措置法第68条の9第9項(試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(5)付表)の11の欄の金額</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
5 「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額③」	<p>(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）及び第3項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表6(25)）の24の欄の金額</p> <p>(ロ) 租税特別措置法第42条の12第1項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(26)）の12の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人にあつては、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 租税特別措置法第68条の15第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）及び第3項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表6の2(14)）の20の欄の金額</p> <p>(ロ) 租税特別措置法第68条の15の2（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(15)）の7の欄の金額</p>	
6 「差引個別帰属法人税額（①+②+③）と①の括弧書のうちいずれが多い額）又は差引法人税額（①+②+③）④」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人 ①+②+③の金額と①の欄の上段の（ ）内の金額のうちいずれが多い金額</p> <p>(2) 連結申告法人以外の法人 ①+②+③の金額 この場合において、その金額が負数となる場合は零を記載します。</p>	
7 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」	第6号様式別表2の⑤の計欄の金額及び第6号様式別表2の2の④の計欄の金額の合計額を記載します。	
8 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」	第6号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	
9 「退職年金等積立金に係る法人税額⑦」	法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載します。	2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所又は事業所を有する法人は記載する必要はありません。
10 「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額④-⑤-⑥+⑦⑧」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
11 「当期に発生した控除対象個別帰属税額（①の括弧書）-（①+②+③）⑨」	<p>(1) ①の欄の上段の（ ）内の金額から①+②+③の金額を差し引いた金額を記載します。 この場合において、その金額が負数になる場合は記載しないでください。</p> <p>(2) この欄の金額は、第6号様式別表2の2の「当期分」の欄の①の欄に転記してください。</p>	①+②+③の金額が赤字額であっても、そのまま赤字額として計算します。
12 「法人税における連結納税の承認の有無⑩」	連結法人に該当する場合は「有（連結法人）」を、その他の法人は「無（連結法人以外の法人）」を○印で囲んでください。	
13 「連結親法人・子法人の区分⑪」	連結親法人にあつては「連結親法人」を、連結子法人にあつては「連結子法人」を○印で囲んでください。	⑩の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載してください。

欄	記載のしかた	留意事項
14 「連結親法人の区分⑫」	⑫の欄において「連結親法人」を○印で囲んだ法人は自らの区分を、「連結子法人」を○印で囲んだ法人は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の区分を○印で囲んでください。	⑫の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載してください。
15 「連結子法人の区分⑬」	法人税法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人にあつては「特定連結子法人」を、その他の連結子法人にあつては「非特定連結子法人」を○印で囲んでください。	⑬の欄において「連結子法人」を○印で囲んだ法人が記載してください。
16 「法人税の申告区分⑭」	連結申告法人にあつては「連結申告」を、その他の法人にあつては「単体申告」を○印で囲んでください。	⑭の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載してください。